第二百十三条の二の表第九十六条第二項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第十項」を加え、同表第九十七条第一項の項中「第二百九十一条の六第一項」の下に「において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項」を加える。

第二百十三条の五第一項の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第二百十三条の六第一項の表第三十八条第三項の項の前に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）

第二百十三条の六第一項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）

第二百十三条の六第一項の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者（当該解散の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解散請求代表者を除く。）

第二百十三条の六第一項の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削り、同表第百九十九条の二第一項の項中「解散請求代表者」を「解散請求代表者等」に改める。

第二百十三条の七中「から第八十六条の七まで、第八十六条の八第一項（第十一条の二に関する部分に限る。）及び第二項、第八十七条、第八十七条の二、第八十九条第一項ただし書（同項第二号に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、第九十条」を削り、「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

第二百十四条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に改め、同項の表第七十四条第五項の項中「第七十四条第五項」を「第八十条第四項前段において準用する第七十四条第七項及び第十項の項中「第七十四条の二第七項」を「第八十条第四項前段において準用する第七十四条の二第七項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条から第七十九条まで、第八十条第四項、第八十一条、第八十二条第二項及び第八十六条から第八十八条まで」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第四項前段（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十一条、第八十二条第二項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十四条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第六項各号
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会

第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第八十条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）
第九十二条第二項	選挙権を有する者	請求権を有する者
第九十二条第三項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二条第四項	都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内
	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県にあつては六十二日以内、市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内
第九十二条第五項	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
第九十三条	都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に関する請求にあつては区ごとに	市町村ごとに
第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合
	、それぞれ、都道府県にあつては十日、指定都市にあつては五日を経過する日	十日を経過する日
第九十四条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
	都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
第九十五条の二	地方自治法第七十四条の二第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第一項